

千葉県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年10月25日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	石橋毅
同	亀井琢磨

6千総総第633号

令和6年10月15日

千葉市監査委員 宍倉輝雄  
同 宮原清貴 様  
同 石橋毅  
同 亀井琢磨

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号及び第11号、令和4年度監査報告第9号並びに令和5年度監査報告第7号、第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 水上  
電話 4014

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 出資団体</p> <p>(1) 公益財団法人千葉県国際交流協会</p> <p>ア 【団体】財務諸表を適正に作成すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>公益法人会計基準によると、固定資産について、貸借対照表に減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高を注記しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、千葉県国際交流協会の財務諸表を確認したところ、ソフトウェアについて、貸借対照表に減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載しているにもかかわらず、財務諸表の注記として必要な事項が記載されていないかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>財務諸表については、会計基準に基づき適正に作成されたい。</p>	<p>財務諸表については、会計基準に基づき、令和5年度決算から適正に作成している。</p>
<p>2 財政援助団体</p> <p>(1) 公益財団法人千葉県国際交流協会</p> <p>ア 【所管部局】補助金の交付決定に係る審査を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉県補助金等交付規則第4条第1項によると、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとされている。また、千葉県国際交流協会補助金交付要綱第3条別表により補助事業等の対象経費及び補助率が定められている。</p> <p>しかしながら、多文化共生社会推進事業に係る同協会の補助金交付申請関</p>	<p>補助金の交付決定に係る審査については、千葉県国際交流協会補助金交付要綱の対象経費を令和6年4月1日付けで改正し、以後、規則等に基づき適正に行っている。</p>

<p>係書類を確認したところ、国際交流・国際協力活動助成事業では補助対象経費とされていない旅費交通費が交付申請額に含まれているにもかかわらず、これを減額することなく交付決定がされていた。</p> <p>なお、実績報告関係書類を確認したところ、当該事業の旅費交通費は執行されなかったことから、補助金額に影響はなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>補助金の交付決定に係る審査については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>3 公の施設の指定管理者</p> <p>(1) 内山緑地建設株式会社関東支店</p> <p>ア 【団体】行為の許可に関する業務を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市民ゴルフ場設置管理条例第10条によると、ゴルフ場において業として写真又は映画の撮影等の行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないとされている。また、千葉市民ゴルフ場管理規則第3条によると、これらの行為の許可を受けようとする者は、行為許可申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならないとされており、指定管理者はこれを審査し、その結果を許可・不許可通知書により通知するものとされている。</p> <p>しかしながら、行為の許可に係る手続きを確認したところ、指定管理者は、行為の許可を受けようとする者から電話等により申請を受け、口頭で許可をしており、文書による手続きを行っていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>行為の許可に関する業務については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>行為の許可に関する業務については、令和6年3月27日以降、条例等に基づき文書による手続きを行うよう是正し、以後、適正に行っている。</p>